

防衛庁・自衛隊の個人情報収集問題についての談話

2003年4月25日

日高教書記長 北野庄次

1、防衛庁が自衛官の募集のためと称して住民基本台帳の情報提供を求め、多くの自治体がこの要請に応じていたことが、4月22日、明らかになりました。この問題に関し、その後の国会審議などによって主な内容として以下のようなことが判明しています（4月24日現在）。

(1) 防衛庁は、1966年から37年間にわたり、自衛官の募集に使うためと称して満18歳を迎える適齢者の情報を住民基本台帳から抽出して提出するように都道府県に要請してきた。

(2) 28府県の794市町村からリストが自衛隊に提供されていた。そのうち20府県の332市町村からは住民基本台帳法で閲覧が認められている氏名、年齢、性別、住所以外の個人情報（健康状況や家庭環境など）の提供を受けていた。

(3) 防衛庁は自衛官募集に関して警察に対しても協力要請をおこなってきた。警察は、応募者の志願票に記載された事項の確認や「欠格事項」の有無、隊員としてふさわしいかなどの調査をおこなってきた。

(4) この問題に関して、政府は、個人4情報以外の情報提供については「行き過ぎ」を認めているものの、現時点では、4情報の提供は自衛隊法、同法施行令をたてに正当化している。

2、今回明るみにでた自衛隊の個人情報収集問題は、「満18歳を迎える適齢者」すなわち高校生の個人情報に不当・違法にも自衛隊に提供され、プライバシーが侵害されてきたということであり、日高教はこの問題を見過ごすことはできません。政府に対し、その全容解明と責任の所在を徹底して明らかにするよう求めるものです。

日高教は、1994年以降、高校生の就職保障のとりくみをすすめてきました。そのなかで、自衛隊が多くの高校生の家庭にダイレクトメールを送りつけたり、家庭訪問をおこなったりするなど、就職ルールに反する自衛隊への勧誘を行っていることが判明し、政府・防衛庁に対し、そうした勧誘を行わないよう強く求めてきたところです。このダイレクトメールを送りつけるために、自衛隊が不当・違法な方法で高校生の個人情報を収集していたことが判明し、大きな憤りを覚えます。改めてきびしく抗議するとともに、今後絶対にこのようなことを行わないよう強く求めます。

3、住基ネットの導入は、個人情報の保護が担保されていないために多くの国民、自治体が反対したにもかかわらず、強引に実施されました。今回の問題は国民の懸念・危惧が現実のものとなったことを示しています。

政府が今回の出来事を正当化するなかで、多くの国民が「個人情報がどのように利用されるかわからない」「プライバシーが守られないのではないか」という不安をいっそう募らせています。こうしたなかで、今回明るみにでた問題を教訓にするためにも、導入された住基ネットの運用を直ちに中止すべきです。また、現在国会で審議されている「個人情報保護法案」については、国民の不安を取り除くものとは言えないものであり、法案の撤回または廃案にすることを求めます。

4、小泉内閣は、今国会において有事法案を成立させようとしています。同法案は戦争する国をめざし、その戦争に国民と自治体、公共・民間の機関を参加・協力させるためのものであり、これを成立させた後には徴兵制が登場するのではないかと危惧されています。こうした動向と自衛隊の個人情報収集およびこれに警察まで動員してきた今回の問題を重ね合わせてみたとき、問題の本質は徴兵制への“地ならし”にあるといわなければなりません。

防衛庁・自衛隊による個人情報（プライバシー）の侵害は、政府の憲法に反する有事法を制定するたくらみと深く結びついて行われてきたものです。憲法を遵守すべき政府のこうした動きは、断じて容認できません。

5、プライバシーの侵害は憲法違反であり、今回の事件の全容解明と責任の所在を徹底して明らかにさせなければなりません。同時に、憲法・平和を守り、個人情報保護法案反対、有事法案廃案のたたかいに全力をあげることが重要です。日高教は、このたたかいを広範な国民と共同してすすめるものです。